

# 仙北市公金集配達業務委託 公募型プロポーザル実施要領

## 1 業務概要

### (1) 委託業務名

仙北市公金集配達業務委託

### (2) 業務の目的

仙北市（以下、「発注者」という。）の各庁舎・施設で取り扱う収納金（税金、使用料及び手数料等）及び領収済通知書等を安全かつ確実に回収し、仙北市指定金融機関（株式会社秋田銀行角館支店）へ入金及び持参を円滑に遂行することを目的とする。

### (3) 業務の履行期間等

ア 履行期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

イ 業務委託契約の締結日から令和8年3月31日までの期間は、業務を開始するための準備期間とし、当該期間内に要する経費については、受託者の負担とする。

### (4) 業務の内容

別紙「仙北市公金集配達業務委託仕様書（案）」のとおり。

※仕様書（案）は業務の想定仕様であるため、受託業務の効果的な遂行に資すると考えられるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

### (5) 収納金の取扱量

別紙「参考資料\_令和6年度各庁舎・施設収納金額一覧」のとおり。

### (6) 提案限度額

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの期間

総額 26,568,000円（消費税及び地方消費税を除く。）以内とする。なお、提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

## 2 参加者の資格

### (1) 次の要件を満たす単独法人であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 令和7年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札参加資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。未登録の場合は、「プロポーザル参加意向申出書」の提出期限までに申請を行うこと。なお、申請手続きは、仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約の「令和7・8年度仙北市競争入札参加資格審査申請」で案内しており、登録される際は事前に「仙北市契約検査室 電話番号 0187-43-1119」へ連絡の上、手続きを行うこと。

ウ 仙北市暴力団排除条例（平成24年仙北市条例第2号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき

更正手続き開始の申立てをしている者若しくは更正手続き開始の申立てがされている者  
(同法第41条第1項に規定する更正手続き開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。  
オ プライバシーマーク認証を本業務の公示日において取得しているものであること。

### 3 プロポーザルの日程（予定）

日程	実施内容
1月19日（月）	プロポーザル公募開始（HPに掲載）
1月23日（金）正午	プロポーザル質問書提出期限 ※質問への回答は随時HP
1月29日（木）午後5時	プロポーザル参加意向申出書提出期限
2月5日（木）午後5時	プロポーザル提案書提出期限
2月12日（木）午後1時30分～	プレゼンテーション審査
2月中旬	審査結果の通知、契約締結
契約締結日～3月31日	委託準備等
4月1日（水）	委託開始

※各手続き（参加申出、提案書提出等）の受付時間は、土曜、日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。また、郵送による提出の場合は必着とする。

### 4 質問及び回答

本プロポーザルの実施について質問がある場合は、質問書（様式4）により受け付け、回答はホームページに掲載する。

#### （1）提出方法

メールまたはFAXで送信し、送信した旨を担当へ電話で連絡すること。

#### （2）提出先

「11. 問合せ先」に同じ

#### （3）提出期限

令和8年1月23日（金）正午必着

#### （4）回答方法

質問への回答は、随時仙北市ホームページに掲載する。なお、質問者名は公表しない。

### 5 参加意向申出書等の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
参加意向申出書（様式1）	必要事項を記入。※押印すること	正本1部
プライバシーマークの認証登録証の写し又はそれに類する書類	参加意向申出書とともに提出すること。	1部

#### （1）提出方法

郵送または持参（期日までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。）

（2）提出先

「11 問合せ先」に同じ

（3）提出期限

令和8年1月29日（木）午後5時必着

## 6 提案書の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類等を提出するものとする。

書類等名	内容	必要部数
①会社概要（様式2）	必要事項を記入。 ※パンフレット等での代用可。	2部
②業務実績調書（様式3）	必要事項を記入。	2部
③業務執行体制（様式5）	必要事項を記入。	2部
④企画提案書（任意様式）	本編よりページ番号を付番すること。 ※A4版、横書き左綴りとし、片面印刷を原則とする。A3版を使用する場合は折り綴りとすること。 ※プレゼンテーション当日は、本提案書により説明すること。	2部
⑤見積書（任意様式）	設計書を参考に見積金額等を記載。 ※正本は押印すること	正本1部 副本1部
⑥CD-RまたはDVD-R	上記①～⑤のデータ一式 ※データはPDFとする。	1部

※書類は、左上をクリップ留めし、提出すること。なお、FAXや電子メールでの提出は受け付けない。

（1）提出方法

郵送または持参（期日までに到着するものに限る。郵送の場合は、配達記録が残る方法を利用すること。）

（2）提出先

「11 問合せ先」に同じ

（3）提出期限

令和8年2月5日（木）午後5時必着

## 7 プrezenteーション審査

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次の示す委員会で行う。

名称	仙北市公金集配送業務受託候補者選定委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、評価、受託候補者の特定に関すること
委員	副市長、総務部長、企画部長、会計管理者

(1) プロポーザル開催日

令和8年2月12日（木）午後1時30分～

※事業者毎の開始時刻等の詳細は、2月9日（月）までにメール等で通知する。

(2) 実施場所

仙北市役所 田沢湖庁舎 3階 第1会議室

(3) 実施時間

1応募者につき30分を予定。

応募者から20分で企画提案内容を説明後、10分の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。

(5) 説明者について

事業者側の参加人数は、4名以内とすること。

## 8 評価項目及び配点

(1) 選定委員は、企画提案書類及びプレゼンテーション・ヒアリングをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点 (満点)
事業実施能力	①業務遂行能力 ・適切な人員配置及び業務実施体制となっているか。 ・安全かつ確実な業務遂行方法となっているか。 ・地元の雇用を考慮しているか。	100
	②類似業務の実績等 ・本業務と同等規模または類似する業務経験があるか。	50
	③危機管理 ・緊急時における対応策や報告体制が整備されているか。 ・個人情報の取扱いや管理が適切か。	50
企画提案内容	①目的適合性 ・事業目的に合致した提案内容となっているか。	50
	②提案内容の企画力及び実現性 ・実施の手法は適確で合理的かつ具体的か。 ・業務実施に有効な追加提案等、独創性のある提案が含まれているか。	200
	③見積額の妥当性 ・企画提案内容と比較して適切な見積額であるか。 ・経費の積算内容に不備、不適当なものはないか。	50
合計		500点

(2) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。

(3) 審査の結果は郵送で通知する。

## 9 契約締結

受託候補者に特定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徵して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

## 10 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

### (2) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

ア. 提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。

イ. プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。

ウ. プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

エ. 提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

オ. 本プロポーザルに関して選定委員会委員との接触があった場合。

### (3) プロポーザルの取扱い

ア. 提出された書類は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとする。

イ. 提出された書類は、他の者に知られることのないように取り扱う。ただし、「仙北市情報公開条例」等関連規定に基づき公開することがある。

ウ. 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。

エ. 提出された書類は返却しない。

## 11 問合せ先

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市会計課（担当：金野・藤村）

電話／0187-43-1118 ファクシミリ／0187-43-1290

メール／[kaikei@city.semboku.akita.jp](mailto:kaikei@city.semboku.akita.jp)